

保護者 様

【家庭数配布】

習志野市立津田沼小学校
校 長 高 梨 秀 胤

天候悪化への対応について

葉桜の候、保護者の皆様にはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本校では、天候悪化等におきまして、下記の通り、対応いたします。御理解・御協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 前日までの対応について

- (1) 前日12:00(正午)に教育委員会と校長会で協議を行い、翌日の対応について決定します。
- (2) 各家庭への連絡については以下の方法で行います。

- ① 児童・生徒を通して文書により連絡します。
- ② 前日13:00(午後1時)以降 各学校の緊急連絡メールを送信します。
※ 休日においては、②のみの対応となります。
《連絡する内容について》
「臨時休業」または「一部休業(登校時刻の変更)」または「通常通り」
及び「給食の有無について」

(当日)

《小学校が臨時休業(休校)・一部休業となった場合》
放課後児童会は当日の8:00(午前8時)開室に向けて準備を行います。
(放課後児童会の支援員が児童会室に到着するまでの間、児童を校内で預かります。)
給食がない場合は、弁当持参となります。
※ 登室する場合は必ず保護者が付き添ってください。

(裏面あり)

2. (当日の朝) 登校について保護者の判断を可とする場合

- 下記(1)~(4)の場合は、臨時休業とはしませんが、実際の天候等の状況によって、保護者の判断で登校を見合わせることを可といたします。
- 気象情報（警報等）が発令されているかどうかの確認は、保護者が行ってください。
- 保護者の判断により登校を見合わせた場合は「出席停止・忌引」に該当するため、対象児童・生徒を遅刻・欠席にはいたしません。

▽ 気象情報の地域区分は気象庁のホームページによる
(習志野市は単独で「二次細分区域」になる。また、習志野市は「市町村等をまとめた地域」の東葛飾に含まれる。)

- (1) 各学校から、前日に「一部休業」又は「通常通り」の連絡があったにも関わらず、午前6時の時点で暴風警報や大雨特別警報、大雪警報が発令されている場合、また習志野市に土砂災害警戒情報が発表されている場合。
- (2) 台風・強力な低気圧等の接近・通過に伴い、暴風警報が発令されず、大雨警報、洪水警報だけが発令されている場合。
- (3) 急激な天候変化時に、雷注意報、竜巻注意情報、大雨警報、洪水警報が発令されている場合。
- (4) その他、通学路において安全が確保されていない場合。

3. 給食の対応

- ・給食の中止を決定した場合は、速やかに「給食なし」の連絡をします。その場合、中止となった日の必要な給食費は徴収しますので、御了承ください。

4. 児童・生徒の在校時の下校についての措置

- ・児童生徒が在校しているときに、警報・注意報が発令されているため、またはそのような事態が予測されるため、下校時刻等を変更しなければならないような場合は、各中学校区の校長間で下校時刻等について情報交換の上、各校ごとに決定（下校を早める、又は遅らせる等）します。下校時刻が変更になる場合は、連絡メールにてお知らせいたします。
- ・校外学習から帰校後に荒天だった場合も、児童の安全面が十分に確保されるまで下校を遅らせるなどの措置をとります。この場合も連絡メールでお知らせいたします。